

日本顎顔面インプラント学会 二次出版(secondary publication)投稿規定

公益社団法人日本顎顔面インプラント学会雑誌編集委員会は、以下の規定を満たす論文について二次出版のための投稿を認める。

1. 論文の内容は、顎顔面インプラントに関するものとし、原稿は和文で論文内容ならびに図・表は変更しないこと。
2. 一次出版論文は国外の学術雑誌に掲載されたものに限る。
3. 一次出版側の編集責任者の許諾文書とそのコピーを2部添付すること。
4. 一次出版論文の別刷もしくはそのコピーを3部添付すること。
5. 一次出版論文の著者全員の署名と捺印を記載した「二次出版論文投稿承諾書」とそのコピーを2部添付すること。
6. 二次出版論文の投稿は、一次出版物の発行後とする。
7. 論文の構成ならびに体裁は、本誌投稿規定に準ずること。
8. 原稿の表紙に次の項目を記載する。
和訳標題・著者名、英文標題・著者名、ランニングタイトル(25字以内)、和文所属機関名・所属機関の主任者名、英文所属機関名・所属機関主任者名、二次出版であることを明記した脚注、の順に掲載する。
※脚注記載例
本論文は、「一次出版論文の掲載雑誌名、巻：始頁—終頁 発行年。」に掲載された論文「標題」を二次出版したものである。
9. 論文の査読ならびに採否は雑誌編集委員会で行う。
10. 本誌に掲載された二次出版論文の著作権(著作財産権, copy right)は本学会に帰属する。
11. 本誌に掲載された論文を外国語による二次出版論文として、国外の学術雑誌等への投稿を希望する場合は、必ず本会事務局に連絡の上、本委員会の許可を得ること。本委員会に対する許可申請書の様式等は別途定める。

日本顎顔面インプラント学会 二重投稿禁止規定

1. 二重投稿とは、既発表または他の学術雑誌等に投稿中の論文と「本質的には同じ論文」を投稿することと定義する。
2. 二重投稿との疑義が生じた場合は、該当論文の筆頭著者および指導管理主任者に対して該当の両論文に関して文書にて問い合わせを行う。
3. 上記手続き後に編集委員会および倫理委員会で二重投稿と判断された場合は、該当論文の取り消し等に関する公示を行う。
4. 二重投稿と判断された筆頭著者および共著者の本雑誌への投稿原稿は数年間受理しないこととする。なお、期間は倫理委員会と協議の上で決定する。
5. 本規定は平成25年8月24日から施行する。